

法定相続情報証明制度の利用範囲拡大

平成29年5月29日（月）からスタートした「法定相続情報証明制度」ですが、平成30年4月1日から利用範囲拡大のために取扱いが一部変更されました。相続税の申告に利用できるようになったことが大きな変更点です。

変更点は、以下のとおりです。

（1）被相続人との続柄の記載について

相続人が被相続人の子や配偶者である場合は、原則として戸籍に記載される続柄（「長男」「長女」「養子」など）を記載することになりました。

なお、子であれば「子」、配偶者であれば「配偶者」と記載することとしても差し支えはありません。ただし、この場合、相続税の申告等、法定相続情報一覧図の写しを利用することができない手続きがありますので、ご注意ください。

（2）被相続人の最後の本籍の記載について

法定相続情報一覧図に、被相続人の最後の住所に加えて、被相続人の最後の本籍も記載できるようになりました。

（3）相続登記等における相続人の住所を証する情報の取扱いについて

相続登記等の申請において、法定相続情報一覧図の写しを提供する際、一覧図の写しに相続人の住所が記載されている場合には、相続人の住民票を添付しなくても差し支えないことになりました。

（司法書士 小司隆信）



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

